平成２２年（フ）第９号
山形県新庄市東谷地田町10番地の６
破産者　齋藤源三郎
1　決定年月日　平成24年４月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所新庄支部

平成２３年（フ）第１５８号
栃木県足利市多田木町319番地
破産者　大澤　政志
1　決定年月日　平成24年４月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（フ）第４８０号
金沢市駅西新町２丁目４番５号　第２サンコーポ石田・105号、従前の住所金沢市金石東２丁目１番10―６号
破産者　新甫　鈴江
1　決定年月日　平成24年４月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第２０６６号
大阪市大正区北村２丁目12番28号、開始決定時の住所大阪市大正区南恩加島１丁目８番17号
破産者　髙橋　豊子
1　決定年月日　平成24年４月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７５８号
広島市佐伯区吉見園19番15―203号
破産者　川本　俊行
1　決定年月日　平成24年４月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３０５７号
福岡県筑紫郡那珂川町松原７番17―304号　エバーライフ博多南弐番館
破産者　藤川　俊秀
1　決定年月日　平成24年４月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３３２６号
福岡市博多区東月隈４丁目15番12―402号、破産手続開始決定時の住所福岡市博多区青木１丁目19番１―709号
破産者　松嶋　　徹
1　決定年月日　平成24年４月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１１４３号
福岡市南区横手２丁目34番16号、前住所福岡市南区屋形原２丁目44番８号
破産者　熊谷　金俊
1　決定年月日　平成24年４月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１１７８号
福岡市早良区飯倉５丁目12番30号
破産者　甲斐　夏美
1　決定年月日　平成24年４月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２４３号
静岡市清水区興津清見寺町92番地の６
破産者　市川　明子
1　決定年月日　平成24年４月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４７５号
静岡県駿東郡清水町長沢248番地の３
破産者　武　　好江
1　決定年月日　平成24年４月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第６５７号
愛知県豊田市泉町２丁目９番地10　コスモス泉202号、開始決定時の住所愛知県豊田市志賀町花柄47番地６
破産者　西川　勝己
1　決定年月日　平成24年４月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第８１９号
愛知県碧南市入船町２丁目２番地　県営二ツ山住宅２棟103号、開始決定時の住所愛知県碧南市源氏神明町162番地２
破産者　杉山　勘雄
1　決定年月日　平成24年４月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２３年（フ）第５９０号
愛知県豊田市寿町４丁目24番地１　サープラスコトブキ105号、前住所愛知県豊田市上丘町八ツ田29番地１
破産者　庄司　健弘
1　破産債権の届出期間　平成24年５月７日まで
2　一般調査期日　平成24年５月14日午後３時30分
平成24年４月17日
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第６３３号
大阪市福島区玉川３丁目５番12号
破産者　桑原　一如
1　破産債権の届出期間　平成24年５月18日まで
2　一般調査期日　平成24年６月18日午後３時30分
平成24年４月16日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２０２号
兵庫県加古川市新神野２丁目22番６―406号、開始決定時の住所兵庫県加古川市八幡町中西条910番地の３
破産者　梶原　輝猪
1　破産債権の届出期間　平成24年５月28日まで
2　一般調査期日　平成24年６月19日午前10時30分
平成24年４月17日
神戸地方裁判所明石支部破産係

債権者集会招集

平成２３年（フ）第２９００号
最後の住所大阪府高槻市大和２丁目１番５号
破産者　被相続人亡高崎昭一相続財産
1　期日　平成24年５月23日午後２時
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成24年４月16日
大阪地方裁判所第６民事部